

令和6年度  
第4回 福島地方最低賃金審議会  
福島県最低賃金専門部会  
議 事 録

日 時 : 令和6年8月9日(金)

10:00 ~ 12:00

場 所 : 福島テルサ つきのわ

出席者 : (公)熊沢、長谷川、森谷

(労)大越、塩澤、高橋

(使)安達、金子、佐藤

## 1 開 会

(部 会 長) 定刻となりましたので、これより令和6年度第4回福島県最低賃金専門部会を開会します。

事務局より定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

## 2 金額審議

(部 会 長) それでは、これより金額審議に入ります。

7月30日第2回の専門部会における金額審議では、労働者側は104円引上げて時間額1,004円の提示があり、使用者側からは、22円引上げて922円との提示がありました。

8月5日第3回の専門部会においては、労働者側、使用者側委員での協議を行い、金額提示は行いませんでした。

本日は、前回の専門部会における労使協議の内容も踏まえて、労働者側・使用者側の双方から、まずは、金額の提示をお願いしたいと考えておりますので、全会一致に向けて、各委員の御理解・御協力をお願いします。

最初に労働者側より金額の提示をお願いします。

事務局は使用者側委員を控室へご案内下さい。

また、これからは非公開となりますので、傍聴者の方は御退室願います。

【使用者側委員退室】

【傍聴者退室】

<金額審議>

(部会長) お集まりでしょうか。

使用者側からは、第2回目の金額提示で、41円の提示をいただきました。

最初の金額提示よりも一定の歩み寄りが見られたものの、金額にはまだ差があります。そのため、ここは一旦、労使で話し合っていた方がいいかと思いますが、御意見ありましたら、お願いいたします。

(佐藤委員) 前回、労使協議の場を持たせていただいて、お互いそれぞれの思い、考えを交換させていただき、非常に有意義な時間だったのですが、まだ歩み寄りの必要性がありますので、これから労使協議の場において、また意見交換させていただき、出来るだけ歩み寄りたと思っています。公益の先生方には、労使協議の時間をとることについて御理解いただければと思います。

(部会長) ただいま、使用者側委員から御意見がりましたが、労働者側の御意見はいかがでしょうか。

(塩澤委員) わかりました。

(部会長) ありがとうございます。

労使で同意されましたので、今から労使で協議を行っていただければと思います。

労使協議を実施する前に、労働者側・使用者側それぞれで事前の打ち合わせは必要でしょうか。

(佐藤委員) 使用者側は必要ありません。

(塩澤委員) 必要ありません。

(部会長) では、労使協議を実施していただきますが、前回同様、その内容については、今後の審議のため、公益委員側も把握する必要があることから、労使協議終了後、再度、この会場にお集まりいただき、概要を御報告いただきたいと思います。この報告のため、労使協議の場に事務局1名を同席させ、労使協議終了後、事務局からその状況を説明いただけるようお願いしたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

《異議なしの声》

(部会長) ありがとうございます。

では、委員の皆様、準備がよろしければ、専門部会は一旦休会とし、労使協議をお願いいたします。

【労働者側・使用者側退室】

【労使協議】

【労働者側・使用者側入室】

(部会長) それでは、再開いたします。

労働者側、使用者側の皆様、歩み寄りのために、時間をかけて御協議いただきましたこと、感謝申し上げます。

では、御協議いただきました概要につきまして、事務局から報告してください。

(基準部長) はい。事務局から御報告申し上げます。

まず、労使共にこの労使協議は大変有意義なものであること、また、このような協議を今後も続けていきたいという共通認識は得られました。

その中で、具体的な金額について協議が行われましたが、折り合いはつかず労使とも公益見解及び採決をお願いしたいという結論でございました。

また、この場で政府、及び福島県に対する要望について、今まで労使で話し合い歩み寄って合意してきましたが、労使協議の場でも最終

確認がなされました。したがって、この政府と福島県に対する要望につきましては、事務局から御発言いただきたいということで御了承をいただいたところでございます。以上でございます。

(部会長) わかりました。公益側としては、これ以上の金額審議を重ねても意見の一致が困難なものと判断し、公益委員見解調整案による採決により結論を得ることとしたいと思いますが、異議ございますか。

《 異議なしの声 》

(部会長) 事務局より採決に係る規定の説明をお願いします。

(室長) では、採決に係る規定について御説明いたします。

最低賃金審議会令第5条第3項(会議)で、「審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」となっており、また、同令第6条第6項で「前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。」となっています。

なお、この場合、部会長は過半数の基準としての出席委員には算入しないことが妥当であるとされています。

(部会長) では、ここで公益側協議のための休憩とし、その後に協議結果についてお示ししたいと思います。

【労働者側・使用者側退室】

【公益委員協議】

【労働者側・使用者側入室】

(部会長) それでは再開します。

公益側委員で協議した結果について、御説明します。

まず、労使の皆様、真摯なご議論をありがとうございました。本年度は金額審議だけでなく、労使の歩み寄りのため今までにないような労使協議を行っていただき、今年度はお互いに努力してくださったこと、公益を代表いたしまして感謝を申し上げます。そのように、皆様には歩み寄りの努力をしていただいたところですが、残念ながら、金額の一致は見られなかったということで、公益見解のご希望がありましたので、今から公益見解をお伝えいたします。

「福島県最低賃金については、55円引上げて955円とする。」  
を提案します。

公益案を取りまとめるに当たり、目安額を十分に参考にしつつ、賃金改定状況調査等の目安小委員会配布資料、専門部会の審議における労使各側からの主張、事務局から提供のあった福島における最低賃金に関する基礎調査結果、福島と全国を比較した労働経済指標、生活関連指標等様々な資料を踏まえ、最低賃金法第25条第5項に基づく意見聴取手続きに則って提出された改正に対する様々な意見や各種要請書も参考に、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮し、さらに「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」(令和6年6月21日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」(同日閣議決定)に配意して、福島の地域の経済・雇用の実態を見極めつつ真摯に検討を行いました。

まず、福島県における労働者の賃金ですが、福島県における春季賃上げ妥結状況(資料175ページ、176ページ)については過去10年間で最も高い賃上げ率であること、また、Bランクの賃金改定状況調査結果第4表(別冊資料188ページ)については、過去4年において最も高い賃金引上げが実施されていることがあります。直近(5月)の名目賃金(現金給与総額)は令和6年2月から3ヶ月ぶりに上昇(前月比+3.4%)に転じています。(資料342ページ)

福島における労働者の生計費に注目しますと、福島市における消費者物価指数は、32ヶ月連続で前年を上回っていること、6月の消費者物価指数108.4。これは生鮮食品を除く総合2.3%増加となります。(資料344ページ)

また、福島市における生鮮食品の消費者物価指数も、31ヶ月で前年を上回り、(6月の生鮮食品の消費者物価指数124.2、対前年同月比15.9)、消費者物価指数全体の上昇を上回り、また、今年に入ってその上昇幅が拡大しており、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活が苦しくなっていると考えられます。

次に、福島における企業の支払能力です。

福島における雇用情勢は、有効求人倍率(受理地別・季節調整値)は下落傾向にあるものの、全国平均とほぼ同じであります。

鉱工業生産指数は季節調整済指数3ヶ月連続で前月を上回っています。(資料135ページ)

一方、全産業業況DIは悪化しております。令和6年3月-23.3から同年6月末-26.9で3.3ポイントの悪化があります。悪化していますが、3ヶ月先見通し業況DIは、全業種改善と回復基調を見通しています。令和6年6月-26.9から3ヶ月先-16.3。10.6の改善と見通されています。

福島県の企業倒産件数・負債額とも増加傾向にあります。令和6年1月から6月福島県内倒産企業58件、前年同期比18件増であります。負債総額97億9,400万円で、前年同期比18億5,500万円増が認められており、企業の経済状況は依然として厳しく予断を許さない状況であります。全国の企業物価指数も39ヶ月連続で前年を上回っており(資料140ページ)、また価格転嫁率は依然として低く抑えられ41.4%です。これらを踏まえると生産性の向上及び価格転嫁の適正化による、中小企業・小規模事業者の賃上げ原資を増大させていくことが不可欠であります。

福島における引上げ額について、中賃答申において、「今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当」とされました。Bランクに位置する福島における引上げ額の目安は50円であり、引上げ率は5.6%となります。

当該引上げ額の目安は、全国的なバランスを配意する観点から参考にされるべきものであります。地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、公益委員としては、最低賃金制度が、低賃金労働者に賃金の最低額を保障することにより、その労働条件の改善を図ることだけでなく、労働者の生活の安定や労働力の質的向上などに資すること、また、福島における関東を見据えた東北地域での経済的な優位性を確保していくためには、最低賃金をさらに引上げていく必要

があると認識しております。

また、福島県を含めた各自治体や各種団体などから、福島県最低賃金の引上げを求める意見書が多く提出され、その中で、「最低賃金の地域間格差が、地方からの人口流出を招いていることも示されている」という指摘もあり、その根拠如何にかかわらず、東京も含めた近隣都市への労働者の流出を食い止める要望に応えなければならないと感じています。さらに、福島県は東日本大震災の影響から復興している途中でもあり、労働者の流出を食い止めるだけでなく、他県から労働者を集めることも、わが県としては必須の状況であると考えられます。

加えて、福島県の労働力として、技能実習生も含めた外国人も必要であると認識している。このため、国内だけでなく、海外の労働者から選ばれる福島県でなければならないということも考慮しなければなりません。これら要素を踏まえ、特に、足元での物価上昇だけでなく、地域別最低賃金の地域間格差も考慮し、公益としては55円、率にして6.1%の引上げとするのが妥当であると考えます。

なお、発効日について、使用者側委員から、企業における準備や就業調整問題への対応のため翌年1月1日や4月1日とすること、今後とも当審議会において議論が必要であることが主張されたが、労働者の生活に直結する最低賃金の引上げであることから、異議審を経た上で、発効日は最短である10月5日とすべきであると申し添えます。以上です。

では、採決いたしますが、非公開となりますので、傍聴者の方は退室願います。事務局は案内をお願いします。

【傍聴人退室】

<採 決>

【傍聴人入室】

(部会長) 採決の結果、賛成5名、反対3名となりましたので、公益見解の内

容を専門部会の結論とします。

次に効力発生日についてお諮りします。例年、報告書に記載の効力発生日については、「法定どおり」としておりますが、本日午後の第4回審議会で答申の場合、10月5日(土)法定発効の予定となります。

皆様からのご意見をお願いします。

( な し )

(部会長) 10月5日法定発効としてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) それでは、令和6年10月5日法定発効とします。

次に、報告書についてですが、「政府・福島県に対する要望」を記載することについてお諮りしたいと思います。何か提案はありますでしょうか。

(室長) 事務的なことで恐縮ですが、本日午後の本審の答申で要望を入れていただくことではどうでしょうか。

(部会長) 専門部会の報告としては要望を付けないこととし、本審の答申で付けるということでしょうか。

(室長) はい。

(部会長) 労側、使側いかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) それでは、報告書を作成しますので、報告書ができるまで休憩とします。

( 休 憩 )

(部会長) それでは、再開します。

専門部会から審議会へ提出する報告書の確認を行いますので、事務局は準備願います。準備でき次第、報告書の読み上げをお願いします。

【報告書を室長から部会長へ】

【報告書写しを各委員へ配付】

(室長) それでは、専門部会報告書を読み上げます。



【報告書の読み上げ】

(部会長) 事務局より報告書の読み上げがありましたが、報告書の内容で異議  
ございませんか。

《 異議なしの声 》

(部会長) 異議がなければ、本報告書をもって福島地方最低賃金審議会に報告  
することとします。

### 3 閉 会

(部会長) 本日の専門部会はこれにて、閉会とします。

なお、本日14時00分より第4回審議会を同じ場所で開催します  
のでよろしくをお願いします。